

No.	質 問	回 答	備 考
1	仮設宿舍建設費等は実績変更の対象となるか？	仮設宿舍建設費は、対象となりません。 【実績変更対象費】 ・ 営繕費（借上費、宿泊費、労働者送迎費） ・ 現場管理費（募集・解散費、賃金以外の食事・通勤等に要する費用）	
2	「遠隔地からの労働者確保に要する間接費の設計変更」の対象となる労働者とは？	設計変更の対象は、「労働者（※1）」とし、「社員等従業員（※2）」は対象としない。 （※1）労働者とは、 ・ 直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。（普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、交通誘導警備員など） （※2）社員等従業員とは、 ・ 元請企業が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。（現場代理人、監理（主任）技術者、現場管理を行う技術員など） ・ 特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。（夜警員、倉庫番、食事係、連絡運転手、事務員など）	
3	他企業等の社員を一時的に元請企業の社員とした後に監理技術者等として配置した場合、宿泊費等の経費は実績変更の対象となるか？	対象となりません。 元請企業、下請企業にかかわらず、下記に該当する者は「労働者」とならないため、実績変更対象費の対象となりません。 ・ 現場代理人 ・ 主任技術者又は監理技術者 ・ 「技術関係者」（施工計画書の中の現場組織表に記載されている技術関係者） ・ 夜警員、倉庫番、食事係、連絡運転手、事務員等	
4	地域外からの労働者確保が目的のようであるが、対象労働者のうち近隣在住者も実績変更の対象となるか？	今回の運用基準は、積算基準により率計上で積算した金額（共通仮設費率、現場管理費率により算出）では実施が困難な場合に支出実績を踏まえて、実績変更するものです。 よって「労働者」は近隣在住者も含め、すべての者が対象となります。	
5	労働者が対象工事に従事していたかの確認はどのようにするのか？	受注者から提出される証明書類（宿泊等に伴う全領収書、賃金台帳、作業日報、出勤簿、工事別・労働者別の金額計算書等、対象工事に従事していることがわかる資料）により確認します。 証明書類で対象工事に従事したことが確認できない場合は実績変更の対象となりません。	
6	交通誘導員は本運用の対象となるか？	対象となります。 「宿泊費」、「送迎費」が伴う場合は、共通仮設費の営繕費に計上することになります。	
7	労働者送迎費等の確認方法について、送迎の日時、経路等を領収書に記載したもので確認するのか？ また、リース車両とした場合、送迎用に使用した証明はどのようにするのか？	日時、発着場所、燃料消費量、使用車種等が記載された運転日報（集計表）や領収書等で確認します。 また、リース車両についても領収書で確認します。	

No.	質 問	回 答	備 考
8	募集解散費の帰省旅費について、旅行先の分かる領収書により確認することでよいのか？ また、解散し次の現場に行く旅費も対象となるか？	帰省旅費については、旅行先（発着地）の分かる領収書にて確認します。 解散後の旅費については、受注者が手当てもしくは旅費として支払っているのであれば、対象となります。	
9	労働者の宿舍をリースした場合に、リース料も対象となるか？ また、その場合の現場までの運搬費についても対象となるか？	労働者宿舍に係る費用（設置、撤去、運搬）は“営繕費の建物費”に計上されるため、本運用の適用外となります。	
10	宿泊にかかる手当について、対象となる労働者が数件の工事を掛け持ちした場合、どの工事に計上すべきか？	基本的に宿泊に係る手当を支払った会社の工事に計上することになります。 また、同一の受注者で工事が複数ある場合については、当該工事に従事した労働者に係る費用の適切性を証明できる資料（全領収書、工事別、労働者別の金額計算書、出勤簿、賃金台帳等）により確認することになります。	
11	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した宿泊費は、食事代を含んで良いのか。また、いくらでも実績変更の対象となるのか。	宿泊費は食事代を除いた額とし、宿泊費の上限（消費税抜き金額）は、滞在日数が30日未満の場合1泊9,818円、30日以上60日未満の場合1泊8,836円、60日以上の場合1泊7,854円を標準とします。 ※鹿児島県職員等の旅費に関する条例より	
12	観光地となっている離島などで宿泊費が高い傾向にある場合、基準の金額を超えた場合費用は、実績変更の対象となるのか？	地域状況等（島内宿泊料の相場、ハイシーズン料金等）により宿泊費の妥当性が認められる場合は、上限額によらず費用を計上するため、事前協議をお願いします。 なお、宿泊が長期にわたる場合は、借上費との比較により妥当性の確認を行う必要があります。	
13	アパート等借上げる時の敷金について、工事完了等に伴い、借家を引上げる際に敷金が返金となった場合、最終的に家主に支払った金額のみが対象となるか？	借上げ費は、最終的に支払った金額を対象とします。	
14	実績変更対象費の営繕費借上費の中には、現場事務所のリース代又は地代は含まれているか？	現場事務所の設置撤去、維持修繕に係る費用は“営繕費の建物費”に計上されるため、本運用の適用外となります。 現場事務所の敷地の借上に要した地代は“営繕費の借上費”に含まれます。	
15	賃貸住宅契約時等に要する仲介手数料、家財保険料、町内会費など、居住するうえで必要とする費用は、支払い事実が確認できる領収証があれば全て対象となるか？	労働者が宿泊する賃貸住宅を契約するために必要な経費は対象となります。 ただし、保険料など中途解約等で返金が伴う場合は確認方法について留意してください。	
16	労働者送迎のための車両をリースした場合その車両の駐車場代は実績変更の対象となるか？	労働者送迎のための必要経費とみなすことが可能です。	
17	受注者がアパート等を借り上げて、一般的な居住に要する備品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷暖房器具、ガスコンロ、寝具等）をリースした場合、その金額は実績変更の対象となるか？	労働者が生活するために、一般的に必要な備品であれば、実績変更の対象になります。 ただし、過度な備品や遊興目的品等は対象となりません。 ※借上費に計上してください。	
18	受注者が借り上げたアパートにて発生する光熱水費（電気、ガス、水道、灯油等）は実績変更の対象となるか？	労働者が生活するにあたり発生するものであるため、実績変更の対象となります。 ただし、労働者以外が生活し、発生した光熱水費は対象となりません。 ※宿泊費に計上してください。	

No.	質 問	回 答	備 考
19	会社で長期間にわたり宿泊施設を労働者宿舎として借り上げた場合、借上費は実績変更の対象となるか？	該当する工事で使用した期間の借上費を実績で計上することができます。 ただし、当該工事に従事した労働者が工事期間に居住していた証明書類が必要になります。	
20	食事費及び食事補助費について、所定労働時間を超える作業をする場合に適用されるとありますが、会社規定の休日出勤（土曜日、日曜日、祝祭日等）作業は対象となるか？	食事及び食事補助費については、現場条件等の理由により、受発注者の協議において、通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えて作業を計画することとなった場合に適用するものであり、土木工事積算基準上の割増賃金を適用した場合に対象となります。	
21	通常諸々の支払いは税込で行われ、領収書も税込で発行されます。 税額が記載された領収書は税抜き額が算定できるので、それで良いか？ また、税額が記載されない領収書の場合、税抜き額を算出し、領収書にその旨を書き加えるか、税抜き額が記載された請求書を添付することによって良いか？	領収書に税抜き額を書き加えるか、税抜き額の算出計算書を添付してください。	
22	宿泊費は、通常一定期間に宿泊した全員分の請求を受け、纏めて支払うものであり、宿泊労働者個々に領収書を発行してもらうものではありません。 宿泊先から提出される請求内訳書により、対象金額を算出したものを添付する方法で良いか？	宿泊者別に宿泊料、食事代等が確認できる内訳書を提出し、対象額を確認します。	
23	受注者より実績変更の請求があった場合について、受注者からの請求が共通仮設費（宿泊費）のみであっても対象として良いか？	「共通仮設費」及び「現場管理費」の片方のみを請求しても対象となります。	
24	下請業者が建設した仮設宿舎（組立式プレハブ）を長期にわたり借上げしている場合、借上費として計上して良いか？	労働者宿舎に係る費用は、“営繕費の建物費”に含まれているため、左記の場合の借上げ費は本運用の対象ではありません。	
25	下請業者が建設した仮設宿舎に一般的な備品をそろえ、食事も提供する形式の場合、下請業者の請求書と領収書により宿泊費として計上して良いか？	労働者宿舎にかかる費用は、“営繕費の建物費”に含まれているため、左記の場合の宿泊費は本運用の対象ではありません。	
26	労働者送迎費について、購入車の場合対象となるか？ また、車税や保険料は対象となるか？	労働者を送迎した費用は対象となりますが、購入車の購入費は対象ではありません。 車税や保険料も対象ではありません。	
27	募集に要する費用は、ハローワークや新聞に掲載する広告等も含まれるか？	対象となります。 証明書類として下記を提出してください。 ①領収書のコピー ②広告内容の分かる資料（新聞の写し等）	
28	募集に要する費用について「面接者の交通費」及び「募集者が出向く場合の交通費」は対象となるか？ また、募集・解散費の上限はあるか？	「面接者の交通費」及び「募集者が出向く場合の交通費」は対象ではありません。 また、募集・解散費の請求額の上限はありません。	
29	実績変更分にも請負率をかけるのか？	請負率をかけます。	
30	2次下請、3次下請の業者が宿泊した場合には対象となるか？ 対象となる場合の確認方法いかな。	対象になります。 一次下請と同様の確認方法となります。	

No.	質 問	回 答	備 考
31	毎週末、自宅に帰省する労働者に対し、元請が実費用（公共交通機関利用の場合は領収書・自家用車による場合は燃料代等）に応じて支給した手当は対象となるか？	労働者の居住地から会社又は現場までの交通機関等の実費用について、実際に支払った費用が確認できれば対象になります。ただし、実施計画書において疑義（社会通念上の範囲を逸脱しているのではないか等）が生じた場合は、社内規定や社内規則 などを確認し、発注者と受注者が協議を行います。	
32	労働者確保に要する間接費の実績変更について、休日（土日祝）の宿泊費は対象となるか？	土曜日、日曜日又は祝祭日等に関わらず、当該工事に従事する労働者の労働時間等に対して、宿泊することが妥当であると客観的に判断できる場合は対象となります。 受注者から提出される妥当性を証明する資料（労働者の所在地が分かる資料、作業日報、出勤簿等）により確認して個別に判断します。 ※対象となる例 ・1週間に1日又は2日の休日を、帰省せずに宿泊・祝祭日の勤務のための前夜（休日の日曜日）からの宿泊 ・夜間勤務による翌朝（休日の土曜日）までの宿泊	